手荷物として持ち込む場合の手順について示します。
届出の準備をする前に、検疫所に連絡してください。

届出の準備

1　検疫所に連絡

持ち帰りたい動物の種類、動物が飼育されている国名、日本への到着予定日などの情報をお知らせください。持ち帰ることが可能であるか、可能であれば持ち帰るために必要な準備手順をご説明します。まずは検疫所にご相談を。

2　届出の入手と記載

届出書は以下のウェブサイトから入手できます。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html

記入例

厚生労働大臣　殿

成田空港　検疫所（支所）

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の20規定により届け出ます。
なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届出年月日　2005 年　9 月　1 日

氏　名　検疫　太郎　(印)（署名又は記名押印）

住　所　東京都 ○○区○○町 0-00-00

連絡先電話番号　03-10000 -0000
（法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名）

種類	Melopsittacus undulatus （Live セキセイインコ）		
数量	2羽		
原産国	アメリカ合衆国	由来	繁殖
用途	愛玩用	搭載船舶（航空機）名	A B 001
輸出国及び積出地	アメリカ合衆国 ロサンゼルス	到着地及び保管場所	成田 第１ターミナルビル
搭載年月日	2005年9月1日	到着年月日	2005年9月2日
船荷証券又は航空運送状の番号	123-1234 5678 （手荷物は記載不要）	衛生証明書の発行番号	!!!!!!!!
衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴	2歳、雌・雄、青色、黄色		
荷送人の氏名及び住所（法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名）	検疫　太郎 ○○○○○○○○○. USA　WASHINGTON		
荷受人の氏名及び住所（法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名）	検疫　太郎 東京都○○区○○町0−00−00		
輸入後の保管施設の名称及び所在地（個人の場合、氏名及び住所）	検疫　太郎 東京都○○区○○町0−00−00		
輸送中の事故の概要	事故なし		
備考（検疫所使用欄）	この欄には記入しないでください	届出を受理した旨	

3　届出者の身元確認書類

追跡調査を行うために大事な情報になります。
パスポートや運転免許証などのコピーを用意してください。（届出の際には原本の提示が必要です。）

4　衛生証明書の取得

動物の種類により衛生証明書の証明内容が異なるので注意が必要です。
衛生証明書の発行機関、発行方法は国によって異なりますので、各国の行政機関に問い合わせて下さい。なお、国によっては行政機関のウェブサイトにも掲載されています。
例：米国　http://www.aphis.usda.gov/regulations/vs/iregs/animals/animal_japan.shtml
動物の種類ごとの詳細な証明内容、主な国の衛生証明書ひな形は以下ウェブサイトから入手できます。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html

事前確認

日本到着後に、届出の提出書類に不備等があった場合は、動物を国内に持ち込めなくなります。これを避けるためにも、事前に、届出の準備でそろえた必要書類（届出書、衛生証明書、身元確認書類など）を到着する空港・海港を管轄する検疫所の窓口にFAXし、問題ないことを確認してください。

その際、具体的な届出場所、届出方法についても確認してください。

届出

日本への到着後、事前に指示された手順に従い、税関申告の前に検疫所担当官に必要書類を提出してください。担当官による届出内容の確認後、適法の場合、届出受理証を交付しますので、税関申告に進んでください。

◎ 証明内容のポイント

○ フェレットなどの哺乳類
- 出発時に狂犬病の症状が無いこと。
- 狂犬病の発生していない地域・施設で一定期間（発生国・非発生国により期間が異なる）または出生以来保管されていたこと。

○ ハムスターなどのげっ歯類
- 出発時に狂犬病の症状が無いこと。
- ペストなど７つの対象感染症が発生していない保管施設で出生以来飼育されていたこと。
- 保管施設は輸出国の指定を受けていること。

○ インコなどの鳥類
- 出発時に高病原性鳥インフルエンザとウエストナイル熱の症状がないこと。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生していない国(地域)で蚊の侵入しない保管施設(検疫施設)で21日間の保管観察を行うこと。

輸出国政府発行の衛生証明書がない場合は、日本へ動物を持ち込むことはできません。

REFERENCE NUMBER

VETERINARY HEALTH CERTIFICATE
EXPORT OF BIRDS (WITH THE EXCEPTION OF POULTRY) TO JAPAN

I. ORIGIN OF BIRDS-Japanese pigeon returning to Japan

II. DESTINATION OF BIRDS

Name of Consignee
Address
Name of Vessel of Flight Number
Place of Unloading or grading
Date of Unloading or grading

III. SANITARY INFORMATION

IV. IDENTIFICATION OF BIRDS

SPECIES	SEX	AGE	IDENTIFICATION MARKS	REMARKS

Official Export Stamp

Name of Official Veterinarian (printed)

Signature of Official Veterinarian　Address of Official Veterinarian